

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和6年3月14日
社会福祉法人青葉会

男女ともに全ての職員が活躍でき、仕事と家庭の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

小学校1年生までの子を持つ職員が、希望する場合に利用できる、有給の、子の看護休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 子育ての困り感について職員へのアンケート調査を行う。
- 令和6年 9月～ 制度化に向けて検討する。
- 令和7年 4月～ 子の看護休暇制度を拡充するよう規則を改正し、職員に周知する。

目標2（女性活躍推進法に基づく目標）

育児休業取得率を男性職員30%以上、女性職員90%以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 育児休業等について、職員が相談しやすい相談窓口を整備し、職員に周知する。
- 令和6年 6月～ 対象となる職員に、育児休業等の両立支制援度の情報提供を行う。
- 令和6年12月～ 利用促進のために管理職研修を行うとともに、社内グループウェアの掲示板や職員会議等を通じて育児休業等の両立支制援度を周知し、職場全体の理解を深める。